



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツの森林管理制度：その現状と問題点
Author(s)	神沼, 公三郎
Citation	北海道大学演習林試験年報, 9, 12-13
Issue Date	1991-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72889
Type	departmental bulletin paper
File Information	1990_1-6.pdf



1-6 ドイツの森林管理制度——その現状と問題点

基礎研究部門 神 沼 公三郎

1. ドイツ滞在の目的

1989年9月から1991年6月まで、ドイツ連邦共和国のバーデン・ヴュルテンベルク州フライブルク市に所在するフライブルク大学林学部で、標記テーマを中心とする、旧西ドイツの森林、林業問題の研究に取り組んだ。所属した研究室の名称は「林業政策および地域管理学」¹⁾である。

我が国においても、森林に対する国民的評価や要求が目覚ましく高まり、かつ多様化している。しかし森林行政当局の対応は国民の期待に応えるものではなく、むしろそれを裏切る方向へと進んでいる。国有林の土地販売方針が強められたり、あいつぐリゾート開発やゴルフ場造成で多くの森林が消滅している事実は、森林政策のますますの混迷を端的に物語っている。そしてその森林政策の背景には、新しい時代にいまだ対応できていない林学の混迷も潜んでいるように思われる。いずれにしても研究分野も行政サイドも国民の基本的要求を十分に把握できていないのが現状である。

我が国のこのような状況を前にして、いま必要とされる有力な研究方向は、諸外国の先進事例から今日的な森林管理のあり方を学び取ることである。もちろん各国にはそれぞれの歴史事情と具体的な条件があるので、外国の事例をストレートに我が国へ輸入しようとするものではない。森林をめぐる各国の実情に即して、その国に適した合理性を検出できれば、この研究の目的は満足に達成されることになる。

先進事例の一つとしてドイツ連邦共和国を選択した。いわゆる酸性雨禍に悩みながらも、国民的要求をふまえた森林管理のあり方を模索し、ドイツにふさわしい森林の秩序づけを行っている。いうまでもなくドイツ林学は我が国林学のふるさとであるが、いまた今日の諸事情のなかでふたたびドイツに学ぶのも有力であると考える。

2. 具体的な研究テーマ

1) 森林管理の現状と営林署の役割

森林管理の現状については、70年代中盤に行われた林政改革の内容とその今日的意義を考えてみた。また最末端の管理機関たる営林署の役割と機能を明らかにしようとした。ドイツの営林署が国有林の管理、経営を行うのは日本と同じであるが、さらに自治体有林の管理、経営と、私有林に対する指導、助言も実行する。日本と異なるこのような機能を詳しく整理して、国家的森林管理における営林署の役割を客観的に評価しようとした。

2) 林業労働問題、とくに外国人林業労働者問題

ドイツにおける林業労働者の養成制度と、外国人林業労働者の実情を調査した。林業労働者の基幹的部分がどのような教育体制のもとで養成されているのか、この点を主に教育制度の面から考察した。それとともに、林業労働における外国人労働者問題についても具体的資料を収集した。戦後、ドイツ経済の復興を最底辺から支えた一群は外国人労働者であるといわれているが、その具体例として林業では外国人労働者がどのような位置にあるのか、若干の調査を試みた。

3) 大学における林学教育

フライブルク大学林学部の教育を、日常のカリキュラムと学生研修旅行の二点から明らかにし

て、我が国の林学教育との違いと類似点を比較しようとした。研修旅行については、実際に約10日間のエクスカージョンに同行した。

4) 政治・経済の激動

ドイツ滞在中に「ベルリンの壁 解放」、東西ドイツの統一と、ドイツ問題は超スピードで進展した。それは、単にドイツだけの問題ではなく、戦後冷戦体制の一方の雄・社会主義国家の自己崩壊と、西側（西ドイツ）による東側国家（東ドイツ）の強引な吸収、合併という歴史的な大事件だった。この事件に伴う政治、経済の激動を研究的視点から整理しようとした。また社会主義国家崩壊の背景としては、腐敗しきった官僚制度、極度の政治的不自由、極貧の経済状況などとともに壊滅的な環境問題のあることにも注目した。

3. 研究経過と今後の取組

1)について

フライブルクではもっぱら関連資料の収集に時間を費やした。今後、その資料の分析と結果の取りまとめを急ぐものとする。

2)について

すでに次の二つの成果を発表している。

①「ドイツ(旧西ドイツ)の外国人林業労働者問題を見て」 林業技術 No.588, 2～6, 1991. 3

②「ドイツ(旧西ドイツ)の林業労働者養成制度」 北方林業 Vol. 43 No.6, 1～5, 1991

今後の予定としては、ドイツにおける外国人労働者の一般的問題について考察を進めるとともに、もう一度、林業労働者および外国人林業労働者の現状に関する実態調査に取り組むつもりである。

3)について

フライブルク大学の現状に関する資料を得ているので、その翻訳、紹介を急ぐものとする。学生研修旅行については方法、内容、雰囲気など非常に興味深いものがある。早期に適当な機会を得て、その紹介に努めたい。

4)について

すでに次の成果を公表した。

①「ドイツ便り——東西ドイツの統一と政治・経済の激動(1)」 北方林業 Vol. 43 No.2, 18～21, 1991

②「同 (2)」 北方林業 Vol. 43 No.3, 21～22, 1991

③「同 (3)」 北方林業 Vol. 43 No.4, 17～18, 1991

東西ドイツの国家統一にかかわる政治、経済の激しい変化に関しては、この三つの報告をもって完了しているが、社会主義の環境問題については、西ドイツ地域における酸性雨問題と対比するような形で紹介することにしたい。

注1)この表現は「Forstpolitik und Raumordnung」というドイツ語を便宜的に訳したものであるが、問題は、Raumordnungをいかに解釈するかである。Ordnungという概念は、単に物事を管理することではなく、物事を体系的に厳しく秩序立てるという意味合いをもっている。いかにもドイツ人ごのみの概念である。その意味では、この Raumordnungに「国土秩序づけ」という訳語を与えた中村 三省の主張（カール・ハーゼル）『林業と環境』（日本林業技術協会、1979、中村 三省訳）は誠に正当であると思うが、日本語としてはいかにも流暢ではない表現である。ではどのような訳語をあてはめるのか、この点は筆者自身の課題としたい。